

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	黒松内町予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

黒松内町は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益の影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

黒松内町

公表日

令和3年9月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務関連
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルについては、次の事務で取り扱う。</p> <p>1 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による、予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の実費の徴収に関する事務</p> <p>番号法の別表二を基に当町は、予防接種関連事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 3 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格、宛名・納付	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一10及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(ワクチン接種記録システム(VRS)条のデータを管理する事業者(委託先)への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第9号及び番号法別表第二 (情報提供の根拠) 16の2、16の3及び115の2の項 (情報照会の根拠) 16の2、17、18、19及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第12条の2第2号、第12条の2の2及び第59条の2 (情報照会の根拠) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	黒松内町住民課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	黒松内町役場総務課 〒048-0192 寿都郡黒松内町字黒松内302番地1 0136-72-3311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	黒松内町役場住民課 〒048-0192 寿都郡黒松内町字黒松内302番地1 0136-72-3312

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	1. ②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。また、番号法別表第一項第10号に関する事務を行い、別表第二に基づいて情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。特定個人情報ファイルについては、次の事務で取り扱う。 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の実費の徴収に関する事務 番号法の別表二を基に当時は、予防接種関連事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
平成28年9月12日	1. ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事後	
平成28年9月12日	1. 3. 法令上の根拠	番号法別表第一10	番号法別表第一10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	
平成28年9月12日	1. 4. ②法令上の根拠	番号法別表第二17, 18, 19	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法別表第二17, 18, 19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条第1号, 第2号	事後	
平成28年9月12日	1. 5. ②所属長	保健福祉課長 川上 正広	保健福祉課長 佐藤 貢	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ 1. 1つの時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ 2. 1つの時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	
平成28年9月12日	1. 5. ②所属長	保健福祉課長 佐藤 貢	保健福祉課長	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ 1. 1つの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成28年8月1日時点	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ 2. 1つの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成28年8月1日時点	事後	
令和1年6月13日	Ⅱ 1. 1つの時点の計数か	平成28年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月12日	Ⅱ 2. 1つの時点の計数か	平成28年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月13日	7. リスク対策	記載なし	リスク対策の項目を記載	事後	
令和3年6月11日	1. ②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。特定個人情報ファイルについては、次の事務で取り扱う。 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の実費の徴収に関する事務 番号法の別表二を基に当時は、予防接種関連事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の実費の徴収に関する事務 番号法の別表二を基に当時は、予防接種関連事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年6月11日	1. ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月11日	1. 3. 法令上の根拠	番号法別表第一10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	番号法別表第一10及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第97条の2 番号法第19条第1号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた「情報提供・照会のみ」 番号法第19条第9号(ワクチン接種記録システム(VRS)のデータ)を管理する事業(委託先)への提供)	事後	
令和3年6月11日	1. 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法別表第二17, 18, 19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条第1号, 第2号	番号法別表第二 (情報提供の根拠) 1602, 1603及び115の2の項 (情報照会の根拠) 1602, 17, 18, 19及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第12条の2第2号, 第12条の2の2及び第59条の2 (情報照会の根拠) 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2及び第59条の2	事後	
令和3年6月11日	Ⅱ 1. 1つの時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年6月11日時点	事後	
令和3年6月11日	Ⅱ 2. 1つの時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年6月11日時点	事後	
令和3年6月25日	1. ②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。特定個人情報ファイルについては、次の事務で取り扱う。 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の実費の徴収に関する事務 番号法の別表二を基に当時は、予防接種関連事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。特定個人情報ファイルについては、次の事務で取り扱う。 1 予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定による、予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の実費の徴収に関する事務 番号法の別表二を基に当時は、予防接種関連事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 3 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年6月25日	1. 4. ②法令上の根拠	番号法別表第二 (情報提供の根拠) 1602, 1603及び115の2の項 (情報照会の根拠) 1602, 17, 18, 19及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第12条の2第2号, 第12条の2の2及び第59条の2 (情報照会の根拠) 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2及び第59条の2	番号法第19条第9号及び番号法別表第二 (情報提供の根拠) 1602, 1603及び115の2の項 (情報照会の根拠) 1602, 17, 18, 19及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第12条の2第2号, 第12条の2の2及び第59条の2 (情報照会の根拠) 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2及び第59条の2	事前	
令和3年6月14日	1. 3. 法令上の根拠	番号法別表第一10及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第97条の2 番号法第19条第1号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた「情報提供・照会のみ」 番号法第19条第9号(ワクチン接種記録システム(VRS)のデータ)を管理する事業(委託先)への提供)	番号法別表第一10及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第97条の2 番号法第19条第1号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた「情報提供・照会のみ」 番号法第19条第9号(ワクチン接種記録システム(VRS)のデータ)を管理する事業(委託先)への提供)	事後	
令和3年6月14日	1. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第9号及び番号法別表第二 (情報提供の根拠) 1602, 1603及び115の2の項 (情報照会の根拠) 1602, 17, 18, 19及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第12条の2第2号, 第12条の2の2及び第59条の2 (情報照会の根拠) 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2及び第59条の2	番号法第19条第9号及び番号法別表第二 (情報提供の根拠) 1602, 1603及び115の2の項 (情報照会の根拠) 1602, 17, 18, 19及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第12条の2第2号, 第12条の2の2及び第59条の2 (情報照会の根拠) 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2及び第59条の2	事後	